

(第一類 第四号)

第二回國會 司 法 委 員 会 議 録 第 二 十 八 号

昭和二十三年六月九日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

書記官 良作君

出席政府委員

岡井 藤志郎君

池谷 信一君

柳原 千代君

打出 信行君

中村 又一君

酒井 俊雄君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

檢察長官 木内 曾益君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 宮下 明義君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

○井伊委員長 會議を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題として審査を進めます。中村俊夫君。

○中村(俊)委員 本日は、今議題となつております刑事訴訟法改正法律案の全般にわたる問題について、二、三法務總裁、あるいは政府委員の方々に尋ねたいと思ふのであります。

まず最初に憲法十四條のすべて國民は法のもとに平等であるという重大な一節と、このたびこの改正案の中に盛

られております尊屬親に対する告訴、告発の禁止の撤廃について、政府の御所見を伺いたいと思ふのであります。この尊屬親に対する告訴、告発の禁止の撤廃に関する御説明によりますと、現行刑事訴訟法に尊屬親に対する告訴、告発の禁止があるのは、かつてのわが國の思想として淳風美俗によるのだ、その趣旨から告訴、告発の禁止といふものが規定されておつたのであるけれども、憲法十四條の精神に基いてこれを撤廃することが妥当だといふような説明をされておるのであります。法務總裁は十分御承知だと思ひますが、刑法の一部の改正が前の國會で出されましたときに、私は自分の信念に基きまして、天皇に対する特別の犯罪は、これを存置すべきだ。もちろん具体的に種々申し述べたのであります。根本の理念として、そういう点を強力に申し述べたのでありますけれども、当時の政府におかれては、憲法十四條によつてすべて國民は法のもとに平等であつて、天皇もこの國民の中に含まれるから、特別の犯罪をおく意思はないのだ、こういうふうに御答弁になつたことを、私忘れることができないのであります。ところがそれならば憲法十四條にいうわけて國民は法のもとに平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分、または門地によつて政治的、経済的、または社会的關係において差別されないということが絶対的なものであるとするならば、何がゆゑに尊屬殺人という特別の刑がおかれ

てゐるのか。これについては私はその当時満足すべき御説明を承ることができなかつたのであります。さらに刑法第五十四條は、何らの改正をされておりましたが、これによりますと、「文書偽造ノ罪」として「行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス」という規定が存置されておるのは何がゆゑであるか。これに對しても、多大の疑問を私はもつております。

さらに窃盜罪の二百四十四條に親族相盜の規定が存置されておる。こういうような一連の未だに改正されずに残されてゐる刑法の各條文を見ますと、政府が主張されておる憲法十四條の解釋といふものは、場合によつて、ときによつて違つていくのではないかと。つまり政府の憲法十四條に対する理念は、私は便宜主義ではないかと思ふ。これは國民に對して説明をするのに、私は政府はどう考へてゐるかと聴かれたときに、説明のしようがないと考へております。陛下までが憲法十四條の國民の仲間に含まれるならば、しかも陛下に對する、——天皇に對する特別犯罪といふものが、この憲法の條章に違反するといふことであるならば、ならば、子供が親を殺すといふことにつきましても、一般殺人罪はこれを死刑に処することができるとは、何を

苦しんで尊屬殺人の規定を存置する必要があるまいか。また天皇がすでに象徴としての地位につかれて、政治面にはほとんど何らお触れになることがないといふれば、この御璽、國璽もしくは御名を使用した、あるいは偽造したといふような犯罪などは、ほとんど私に死文にひとしいものではないかと思ふ。しかもこの條文を特に存置されておられるのは、はなはだ政府の考へが終始一貫してゐないのではないかと。むしろ尊屬殺人といふ、こういう特殊な犯罪がなくなつてこそ、初めて尊屬親に對する告訴、告発の禁止といふことが消えてなくなるのである。そういう規定をおきながら、あるいは憲法十四條に基いて、子供でも親を告訴していいんだといふようなことをおくといいことは、私は実に矛盾をいたしましたのではないかと考へておるのであります。その点について、政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 中村委員の御質問は、まことに理由ある御質問であります。この問題を取扱うことになりましたと、法律と道德の關係というやうなことに深入りをして論じなければ、十分に徹底しなかつたと思ふのであります。憲法十四條の法のもとに平等といふことも、實際の人間生活を律していきまする上の基礎原則でありますから、絶対的なものとして主張するわけにはまいらぬと思ふのであります。できるだけの範圍において、また許される限

り、法の前の平等を期するという建前に立つておることは、御了承願わなければならぬのであります。そういう意味におきまして、尊屬の犯しました罪に對して、從來は告訴を必要としておりましたのを廢止するといふことは、これは法の前の平等といふことに、少くとも一歩近づいたといふことが言われ得ると思ふのであります。殊に尊屬といううちに、御承知のように養父養母といふやうな關係がありまして、わが國ではしばしば「不孝なる刑事犯罪が、かくのごとき關係において生ずることがある。たとえば養父が養女を姦淫する。あるいは父がその息子の姦を強姦する」といふやうな問題が起りました。從來は告訴がなければこれを処罰することができない。告訴を求めることがすでに人情の上から非常にむづかしいところへ、これを起訴條件としたしますれば、いよく困難になる。そういうことをなすだけ避けるために、少くとも告訴だけは條件としないといふ緩和をいたしたといふことは、それほど非難に値しないと思ふのであります。實際の父なり母について許しがたいことがありますればどうでありますか、少くとも通常の道義觀念をもつております者は、そう輕率に告訴するといふやうなことは考えられない。今までもそうでありました。將來もそうでありますから、それらの点は告訴を濫用するといふやうなことはなかつたと思ふのであります。

て、さよう御了承を願いたいと思ひます。

但し、ただいまお話の御座る、國庫、御名等を利用するの罪、あるいは、尊屬殺人と普通殺人とを区別するというような点につきましては、殊に前の方につきましては、新憲法実施後においては、十分論議の対象となり得るのであります。刑法全体を改正いたします場合に、御承知のように刑法はたゞいま暫定的にやむを得ざる部分と、急を要する部分だけを改正いたしてゐるのであります。全面的な改正はいたしておらないのであります。これは大規模な仕事として、これから発足したそうとしてゐるのでありますから、その際これを問題にいたす予定であります。

尊屬殺人、普通殺人の区別は、やはり人情の自然に基いて、法の前の平等とは別問題として考えられる問題だと思ひますが、しかしこの問題も嚴格には將來大規模な改正を考えます際に、再検討せらるる價值があると考へてゐるのであります。従つてこの憲法第十四條を動かすことのできない公式的な基準として、政府は主張するといふつもりはないのであります。ある程度のゆとりをもつことはやむを得ないのであります。その点について一貫性を欠いてゐるのではないかと、御非難であります。必ずしも一貫性を欠いておらないと考へる次第であります。

○中村(俊)委員 次にお尋ね申し上げたいことは、行政警察に関する問題でございます。かつて私は昭和二十一年の夏と心得ておりますが、多年私が在野法曹として体験をいたしております

点から、殊に當時は終戦後まだよく一年経つか経たぬかというときでありました關係もありますが、大津の滋賀刑務所の既決囚の死亡率、當時の大坂控訴院、現在の大坂高等裁判所管内のすべての刑務所の死亡率の合計よりも、なお高率であるという事実を私が開知いたしました。これはどうして人権蹂躪を根絶する趣旨から、さらに死刑の宣告以外な刑を與えられたる既決囚が、その処遇の悪いために、あるいは取調方法の殘虐なるために生命を短くするといふことが事例は根絶すべきものではないかと考へましたので、この事例について大阪の朝日新聞の「声」に投書いたしましたところが、記者がただちにその事実であるかどうかを調べた結果、滋賀刑務所のその当時の例としては、既決囚が一日に一人の割合で死んでゐるというやうな報告が大きく新聞に報道されたのでござい

ます。このたびの刑事訴訟法の大改正は、申すまでもなく、新憲法の各條章に書かれております基本的人権、さらに個人の権利の絶対的保障といふものを顯現するために取上げられたる問題であることは申すまでもありません。しかもすでに裁判官の彈劾法が施行されておられ、法務廳法の一部の改正並びにたゞいま提出されております檢察審査會法等によつて、警察官の処置、行爲等に対する一種の彈劾措置が講ぜられつつあるのであります。こういう問題について、いわゆる人権蹂躪であるとか、今申し述べましたやうな被疑者の処遇の問題であるとかについて、何と申し申しても、警察官の被疑者に対する、あるいは被告人に対する処置といふものが、常に問題になつてゐることは、御承知のことだらうと思はれるのであります。従つて比較的常識と良識とをもつて檢察の事務に當る檢察官に対しては、さらにまたわれわれが絶対に信頼をし得る地位にある裁判官に対しては、なお一層の公平と公正とを要求すべき法律がつくられておられます。このときに、政府、特に法務廳としては、あるいはこれは直接法務廳の権限内であるかどうかはわかりませんが、檢察官に対する彈劾の処置、あるいは既決囚の処遇に関する刑務官に対する監査の施設等については、私は特に必要ではないかと思はれるのであります。もちろんさらに現在改正せんとする刑事訴訟法によりますると、警察官が被疑者に接する期間といふものは、きわめて短いのであります。さらにまた刑務所の既決囚に対する処遇といふものは、だんだんと改善されていきまして、見るべきものが多々あることも、承知いたしてゐるのであります。けれども、未だに暴行を加へ、あるいは取調に當つて、いわゆる脅迫にひたしい処置をもつて自由を強要してゐる例は、決して少なくないのでございします。従つて私はこの際この刑事訴訟法の精神、換言いたしますれば、憲法の精神を徹底するために、どうしても、この警察官並びに刑務官に対する行刑監察等に関する一つの機關といふものが設けられなければならないと考えてゐるのであります。この私の見解に對しまして、法務總裁はどういうやうなお考えをもつていらつしやるか伺いたないのであります。

○鈴木國務大臣 御質問の趣旨はよく了承いたすのであります。警察のことは、私の権限外であります。御承知のように、警察官に對しまして、新しい警察制度は、公安委員會を監督し、彈劾し、進んで警察官に對して民衆的監督を行うことができるやうになつておられます。その点では御期待に對するやうに相なると信ずるのであります。なお刑も行刑の面において人権蹂躪のやうなことが行われる可能性があると、並びにいろいろ「好ましからざる」ことがあり得るのではないかと、まことに仰せの通り、これは否定することはむずかしいのであります。従つて実は私どもの理想といひましたは行刑行政を監督する組織をつくらうといふことで案を練つておたのであります。最近關係方面においてこの方面の權威者が日本に参つておられますので、それらの人々の暗示もありまして、法務廳におきまして、きわめて民主的な妥當な行刑行政の監察機關、早く申せば行刑行政そのものを一刑の執行をも一つの委員會をつくらう、これが指示をする。それからその行われてゐる過程に不當なことがあれば、それについて各地方の刑務委員會のやうなものがそれらの監督の任に當る。彈劾すべきものは彈劾する。是正をさせるべきものは是正をさせる。是正をさせることができるやうな組織をつくらうといひたしてゐるのであります。そういう法案を近く國會に提案いたしまして、御協賛を仰ぐことができるかと考へておる次第であります。

○中村(俊)委員 次にお尋ね申し上げたいのは、裁判所の規則制定権と本刑事訴訟法との關係についてでございます。私は先般民法の一部の改正の時に、詳しく私の所見を申し上げたつもりでございますが、憲法第七十七條の解釈については、學者間にもいろいろの見解のあることは、すでに御承知の通りだと思つておりました。この七十七條のいわゆるルール制定権といふものは、どの程度のオートソリテイをもつておるかといふことについては、幾多議論のわかれてゐるところだと思つてあります。私はここでこの七十七條の法律上の見解を申し上げようと思つておるのではありませんが、この改正刑事訴訟法を通観してみますと、隨所にいわゆる訴訟に關する手續と申します。裁判官が法廷においてその指揮をする順序であるとか、その他おそれるべきであらうと思はれるやうな條文が、多々あるやうに思はれるのであります。あるいは人によつては解釈が違ふかもしれないけれども、三百四條の「証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まずこれを尋問する。」といふやうな規定ここに一項、二項、三項までありますが、これなども、調べる順序などについて定められてゐるのではないかと考へられるのであります。その他法廷訓示規定であるとか、あるいはその他法廷の指揮権その他いわゆる裁判所の規則に定められるべきと思はれる條文が、あちらこちらにあるのであります。が、もしも最高裁判所において制定された規則が、この改正刑事訴訟法の條文と相矛盾するやうな規定ができた場合には、いずれをもつて是となすか、もちろん最後は最高裁判所の審判に

よるべきだとは思われますけれども、
実際にわれ／＼の取扱ひとしては、そ
ういふ場面に對して、いわゆる七十七
條の解釈上、規則の方が形式的には法
律よりも弱いのであるからして、この
改正刑事訴訟法の條文を妥協とするの
である。あるいは優先的な権限がある
のだとかいふように御解釈になるの
か。私はこの点御教示を賜りたいと思
うのであります。

○鈴木國務大臣 ただいまの御質問
は、まことに重大な点でありまして、
立案に際して十分問題となり、考慮を
重ねた点であります。學説上も、また
実例上も、裁判所の規則制定権と一般
立法権との區別關係といふものは、ま
ことにむづかしい問題でありまして、

その点はいろ／＼議論の余地があると
考へるのではありませんが、とにかく裁判
所が訴訟に關する手続について、規則
を制定する権限を憲法七十七條によつ
て與へられておることは、疑いもない
のであります。しかし一方憲法第三十
一條は、御承知のように「何人も、法
律の定める手続によらなければ、その
生命若しくは自由を奪はれ、又はその
他の刑罰を科せられない。」かういふ
ことに相なつておるわけでありまして、

そこでこの法律によらないで、みだり
に身体生命の自由を奪われるような結
果に到達するといふことは、憲法上許
されないことである。そういう意味に
おいて、刑事訴訟手続といふものは、
究極において人身の自由を侵害し、生
命の危険にすら至るものであります
から、これは基本的人権を擁護する
といふ至れり盡せりの憲法の精神から見
ても、どうしてもこれは法律をもつ
て、及ぶだけ規定することが望まし

い。かういふ見地から本案のごときも
の立案をいたした次第でありまし
て、この点につきましては、最高裁判
所の御了解も得たわけでありまして、た
だ議論をいたしてまいりますれば、そ
れじやこの程度のもは裁判所に任せ
てもよいのではないかといふことを仰
せられますれば、究極において、人の
自由に影響を及ぼすといふことで解決
ができるわけでありまして、い

ずれにでも議論はできるといふよう
なものもあるといふことは、否定いた
しません。しかし一つの手続の体系を
きめるのでありますから、こゝまで
はきめておいても、この先は規則制定
権に關する。そうすると規則の方を取
せなければならぬといふことにな
りますので、實際上の仕事をいたして
おります上での便宜といふことも、十
分考慮されなければならぬのであり
まして、さういふ能率化の見地から、
多少の議論がありまして、関連いた
しますものは、この中に編入いたして
ある。このようにお答えいたしたいの
であります。

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたした
いのではありませんが、あるいはこの点
の委員もおそらく疑念をもつていら
つしやることでもあり、すでに二、三
の委員より總括的の御質問があつたこ
とだつたと思ひますので、もしも私の
今からお尋ねしようとする点が重複す
るようでありましたならば、きわめて
簡單で結構ですから、お答え願えれば
結構だと思ひます。

今提案されております刑事訴訟法案
を検討いたしまして、われ／＼も、こ
れはまことに劃期的な法案であつて、
在野の人も在野の人も、非常な関心と

努力とを要することだつたと思ふので
あります。一つの例を公判手続にとつ
てみますと、まず公訴の提起があ
る。公判期日の指定がある。第一回の
公判が行われる。しかもその間には場
合によつては、公務所または公私團體
への必要事項の調査を命ずる場合も起
つてきましようし、公判期日外の証人
の尋問といふ場合も起つてくるのであ
ります。それからその公判日におきま
しては、まず檢察官の起訴狀の朗読が
あり、それから複雑な証拠調べにはい
る。この証拠調べも檢察官よりの証拠の
提出、檢察官、弁護人の証拠調べの請
求、それから証人の尋問、場合により
ましては、裁判所は檢察官、弁護人に
對し証拠の証明力を争うために必要と
する適當な機会を與へなければなら
ぬ。これは私は逐條のときにお伺いし
たいのですが、これはどういふ場合であ
り、どういふ具體的例であるかを伺
いたしたいのですが、さういふ場合が想
像せられる。それから次に三百二十
一條の一号、二号、三号の場合におけ
る供述書に對する公判廷における証人
の再尋問、それからさらにまた場合に
よつては公判準備における証人その他
の者の尋問、それからさらに被告人を
証人として尋問する場合もあり得まし
よう。それから三百二十五條によつて
裁判所が調査するといふ時間もなければ
ならぬ。これは大体証拠調べに關する
所要の手續と時間でありまして、また
証拠調べ以外の手續としては、訴因ま
たは罰條の追加または変更によつて、
被告人、弁護人の請求によつて裁判所
は、決定で、被告人に十分な防禦の準
備をさせるために必要な期間公判手続
を停止しなければならぬといふ場合も

ある。それから檢察官の報告、弁護人
の弁論、刑の言渡し、判決といふこと
になる。大体これだけの一審の公判廷
の手續に對して、しかもこれが被告人
に對してすべて弁護人がつくといふよ
うなことになるのでありますが、政府と
してはたしてこれだけの手續に對し
てどれだけの日数を大体予定されてい
るのかをまず私はお伺いしたいので
す。これはい／＼ありますまいけれど
ども、大体平均してどれだけの日数が
かかるのだといふようなお考えがある
のか。それはもちろんかくのごとき複
雑なる手続と、さうして現代競争して
おります犯罪の統計から申しまして、
檢察官、判事、弁護士は、數の問題も
ございまいし、法廷の十分である
か、不十分であるかといふ問題も考へ
てみますと、いわゆる基本的人權擁護
を主體として憲法に保障されたる個人
の權利の保全を期しようとするところ
の、この劃期的法律案も、今私の申し
述べたものがすべて充足されなければ
ば、かえつて中途半端な効果しかあ
げられないようなことになりはしない
か。依然として昔と同じようなコン
グレンショナルな法廷となつてしまひ
しないかといふことを非常に心配いた
すのであります。これだけの法律案
を通過させんといふ以上は、政
府におかれましては、すべての準備が
できておるのか、あるいは中途半端で
もい／＼早く行わなければならぬの
か、施行期が七月一日に相なつてお
りますけれども、この國會を通過いたし
ましたときから一年間あるいは二年間
くらいは、その準備期間をおくのを妥
当とお考えがあるのか。私のお伺
いしたいのは以上の点であります。こ

れを要約いたしますと、第一審公判手
続について平均してどれだけの日数を
要するといふおつもりであるのか。そ
うして今申し述べました弁護人、檢察
官、裁判官の數及び法廷、それから事
件の激増に對するこれらの処置に對し
てどれだけの御準備と御決心をおも
ちになつておるかといふことをお伺
いしたいのであります。

○鈴木國務大臣 ただいまの御質問
は、問題が非常にデリケートでありま
すし、こまかい点にもわたることであ
りますから、檢察長官からお答え申し
上げます。

○木内政府委員 ただいまの御質問に
對しましてお答えいたします。審理の
日數の問題であります。一体かうい
ふ手続でやるといたしまして、現在よ
りどのくらいいけいかるかといふ点
については、まだ的確な資料もないわ
けでありますし、このくらいだとい
ふことを明言するわけにもまいりませ
ん。しかし多少は一審の手続は長引く
と考へております。なお次の裁判官並
びに檢察官の現在の數で、かような手
続をやつていけるかどうかといふ点で
あります。私は相當の増員をするこ
とは必要だと考へておりますが、しか
しながら、なお現在の狀態において
も、これがやり得るというふうに考へ
ておるのであります。その点はあとで御
説明申し上げることにいたしたいと思
ひます。それから弁護人の數、もとの
官選弁護人を私どもは今年から國選
弁護人と呼んでおりますが、とにかく強
制弁護の範圍が非常に廣くなり、また
弁護人をつけられる者につきまして
は、國選弁護人をつけなければならぬ
といふことになつておりますので、

全國約六千の弁護士によりまして、はたして十分賄えるかどうかという点についても、多少の考慮をいたしておる次第であります。しかしこれもまた何とか賄い得るのではないかと考えておられます。

これをさらに具体的に申し上げますと、第一の公判の回数問題であります。公判の期日は回数を重ねることになるだろうと思ひます。まず従来の一審の調べと比較して考えてみますならば、この改正案におきましては、要するに捜査記録をつけないのであります。いわゆる起訴狀一本主義をとつておるわけでありまして、それは裁判官をして法廷に臨む際に、予断を抱かせないというのが趣旨であります。ところが御承知の通り、従来は各捜査記録を全部つけて起訴しておるのであります。そのために裁判官が、その記録を讀むために非常に日数と労力を費しておつたのであります。公判の審理そのものよりも、事件等によりましては、むしろ記録讀みの方に長い時間を要し労力を使つておつた。それが今度の訴訟手続においてはまったく必要がなくなるわけでありまして、その点において労力と手数とが非常に省けることになると思ひます。

それから公判の審理の關係であります。まず自由事件について申し上げますと、従来におきまして、公判廷で自由した事件でも、ただそこで自由したからといって、そのまま事件を済ましてしまふという様な場合は少いのであります。かりに自由しておる事件でありまして、いろいろの証人を調べたりしておるのであります。なお否認事件につきましては、もちろん

従来も各方面からこれを検討し、法廷において証人ないしいろいろの証拠を提出して、審理を進めてきておるのであります。さうな点につきましては、現在の調べとこの改正案に基く調べも、手数の点については、さしたる変化はないのではないかと考えます。

殊に改正案は、現在施行しております應急措置法の線を條文化いたしました。これを整理いたし、さうしてこれにさらに英美的な訴訟手続を加えたものであります。裁判所におきまして、大體この應急措置法の實施されるやうになつてから、改正案のやうな趣旨で審理をやつてきておつたのであります。それから、裁判所においても、今ただちにこの改正案が出たところで、全然新しい變化を來した手続が、突如としてここに現れたということにはならないのではないかと考へるのであります。

それからもう一つは、公判が非常に延びるというのは、在來もいろいろの事情がありまして、弁護人の都合のために延びておるといふことも多いし、弁論のために非常に日数を要したという場合も多々あるものであります。かような点につきましては、弁護人側におきまして、この改正案の趣旨を体して、これに御協力を願ひ、また弁論等もなるべく要領よくこれを運用していかれたならば、さらに公判の審理を促進さす上においてよいのではないかと考へる次第であります。そこでなおこの實施の問題であります。が、御承知の通り、新憲法が施行されまして、要するに憲法に要求しておるこの基本的人權の保障といふものは、結局一面刑事手続に重大な

關連をもつてくるのであります。従つていかにいふに憲法がきつて上つても、これを運用していく重大な附屬法である刑事訴訟法が實施されなければ、結局憲法の要求しておる点を満たすことができないと考へる。その意味におきまして、私は憲法の精神に副つた改正案のやうな刑事訴訟法が、一日も早く實施されること、憲法の要請しておるところではないかと考へるのであります。さりとて、今ただちにこれを實施するといふことも、いろいろの故障が考慮されますので、とにかく大體六箇月の間があれば、その間にいて十分準備ができるのではないかと考へるので、一月一日を目途として、われわれがその準備をしていけば、これを實施していく上において、さしたる支障なくしていくのではないかと考へるのであります。またその間におきまして、できるだけ刑事及び検事も補充し、法廷等の増設も考慮したいと考へておるのであります。

なお一言申し上げたいのは、應急措置法が實施されたときに、ちやうど私も一審を扱つておつたわけでありまして、かような従來の手続より、非常に變つた手続でやるならば、とうてい現在の検事の手をもつて、これをやつていくことはできない。かような手続を實施されるならば、現在の手薄なところにおいて、とうてい治安の重責を全うすることができないといふので、実は私は極力反對をいたした一人であります。しかしながら、いふやうに法律が實施されることになれば、私も何をおいてもその法律の趣旨に従つて、万全の努力を続けなければならぬ。そこで私もその趣旨

でこれを運用してみますと、なるほど一、二箇月は、いろいろ混乱と言つては言葉が過ぎますが、手違ひを生じたやうなことがあつたのは事實であります。しがしながら、今日これを運用していきました結果を見ますと、現在においても案によく運用されておるのであります。その実績を、われわれは今日つづいたわけでありまして、今度の改正案が實施されたところが、結局これは應急措置法の線を大體において整理條文化したものでありますから、さしたる手違ひもなく、十分やつていけるというやうに考へておる次第であります。

○中村(後)委員 ただいま政府委員から私の質疑に対してお答えがあつたのであります。今の御説によると、最初はきわめて困難だと思ふことも、やつてみるとたいして困難ではないのだ。それからこの新刑事訴訟法案の精神から言つても、これは十日も早く施行したいという、この二つの御見解については、なお一点私からお尋ねし、さらに強い希望を申し上げたいと思ふのであります。それはこの改正案の最も重要な点である法廷の公判において、まず起訴狀だけによつて檢察官がこれを起訴して、証拠は公判廷に出すのだという考へ方は、私は刑事訴訟法の改正をまたずとも、この臨時措置法の布かれたときに、すでに法廷でさうあるべきだと考へておりました。それは新憲法の精神より、さらにこの臨時措置法の精神から言ひまして、さういふ予感を裁判所に與へるがとき従來のやり方、つまり検事局が調べてすべてその書類を綴じて裁判官に回すといふことは、この刑事訴訟法の改正をまた

なくとも、すでに臨時措置法の施行されたその日から、私は改めらるべきだといふ議論をしてまいりました。これは私一個の見解でなしに、二、三の法律學者も、さういふ点を支持しておるのであります。しかしもしもさういふやういふわれわれの見解を取上げられず、今でも御承知の通り、従来とちつとも變りないところの事件の調べ方をしてきておられます。その点を私は問題といたしたのであります。次に、お尋ねいたし、さらに強く希望を申し述べたのも、裁判官の態度とか、檢察官の態度といふものが、ちつとも變つていないといふことを、私は指摘したいのであります。さういふ思ひ切つた憲法ができ、思ひ切つた法律案が出たのでありますから、すべてのその衡に當る人は、ほんとうに法の精神をもつて、思ひ切つた処置を、上から指示されなくても、殊に裁判官は独自の見解をもつておるのでありますから、さういふ取扱いをやられていいわけではあります。それは決して私個人の独創でもない。法の精神から言ひ、さらに憲法の精神から言つても、この臨時措置法の施行されたその日から、公判廷といふものは、現在の改正刑事訴訟法の行き方のごとく行くべきであつたのであります。それが未だに昔と同じやうなことをされておる。憲法の改正された今日におきまして、法廷は實に旧態依然たるものであります。もちろんすべての判事が旧態依然たるものであり、すべての檢察官が旧態依然たるものであるといふのはありません。多くの在野の諸君、あるいは在野のわれわれの中にも、旧態依然たる人が決してないのではありませんけれども、

ななくとも、すでに臨時措置法の施行されたその日から、私は改めらるべきだといふ議論をしてまいりました。これは私一個の見解でなしに、二、三の法律學者も、さういふ点を支持しておるのであります。しかしもしもさういふやういふわれわれの見解を取上げられず、今でも御承知の通り、従来とちつとも變りないところの事件の調べ方をしてきておられます。その点を私は問題といたしたのであります。次に、お尋ねいたし、さらに強く希望を申し述べたのも、裁判官の態度とか、檢察官の態度といふものが、ちつとも變つていないといふことを、私は指摘したいのであります。さういふ思ひ切つた憲法ができ、思ひ切つた法律案が出たのでありますから、すべてのその衡に當る人は、ほんとうに法の精神をもつて、思ひ切つた処置を、上から指示されなくても、殊に裁判官は独自の見解をもつておるのでありますから、さういふ取扱いをやられていいわけではあります。それは決して私個人の独創でもない。法の精神から言ひ、さらに憲法の精神から言つても、この臨時措置法の施行されたその日から、公判廷といふものは、現在の改正刑事訴訟法の行き方のごとく行くべきであつたのであります。それが未だに昔と同じやうなことをされておる。憲法の改正された今日におきまして、法廷は實に旧態依然たるものであります。もちろんすべての判事が旧態依然たるものであり、すべての檢察官が旧態依然たるものであるといふのはありません。多くの在野の諸君、あるいは在野のわれわれの中にも、旧態依然たる人が決してないのではありませんけれども、

われ／＼が在野から見ても、こんなに世の中が変り、すべてのものが變つてきているにもかかわらず、未だに日本の法廷といふものは、旧態依然たるものである。その一例を申し述べますと、やはり証人調べの問題であります。刑事裁判における裁判官の証人調べに対する態度は、ほとんど全部が全部否定的であります。これはおそろしく多くを申し上げる必要はないだろうと思ひます。また檢察官も同様であります。ほとんど証人調べといふものは許さない。といふのは、今までのいわゆる旧態依然たる記録がずっと揃つております。警察署から檢察廳、予審のありとくには予審調書というふうな動かすべからざる証人があるのですから、いかにわれ／＼が法廷でこれだけの証人があるのだ、検事局に行つておる証人の供述はうそなんだ、事實はこゝろなんだと言つて、口をきかめて証人の申請をいたしても、在來の裁判所の態度は、否定的でありまして、できるだけ証人を制限して、そうして裁判をしようという傾向を未だに續けておりますことを、斷言してはばかりません。同時に裁判官が弁護士の証人申請に対して、ほとんど全部必要なしであります。これは滑稽なほど印刷に刷つた文句のように必要なしであります。なぜですか。私は常に弁論のときにも主張するのですが、もう少し事實の真相を明らかにしようという態度に、なぜ裁判官も檢察官も出てくれないのか。被告人に対して、これだけ丁寧調べて、もう被告人が満足する。従つてどんな判決の結果があるうとも、被告人は満足するのだから、しかも重大なる証人だからといつて、

口をすつぱく言つても、証人申請といふことは許してくれなかつたのです。檢察官もまたできるだけ事件の壞れないようにしよう。檢察官はほんとうに自己の信念に基いてそうした犯罪が成立するのだという確信があつて、公判廷でどれだけ何十人の証人が喚ばれても、事件が壞れないという確信がもてなければ、私は起訴すべきものでないと思ひておる。にもかかわらず、何がゆゑに檢察官は証人の申請、証人の決定に對して、ほとんど例外なくして不必要だ、よく／＼の場合でなければいけなうべきだといふ意見を述べません。これは御承知の通りだと思ひます。この態度は、さらにこの改正案の二百九十七條と三百九十九條によつて堅持されるおそれがあると思つておられます。その点を私は憂うのであります。従つてどんなに法文が變りまして、二百九十七條の規定がある以上、また三百九十九條の檢察官、被告人又は弁護人は、証人調に關し異議を申し立てることが出来る。これを必要だと言へば昔と同じことなのです。裁判官がやはり今まで通りの態度をとられるといふことになれば、せつ／＼のこの画期的ないわゆる基本的人權を擁護しようとするこの精神は没却される。この点はどうか。政府当局におかれても、相當の余裕をもつて裁判官、檢察官と同時に、在野法曹、この三者一体に對して、すべてこの法律の精神がこころにあるのだから、こういう方針に向つて考え方もやり方も進めて行つてもらいたいといふことを徹底するだけの余裕がなければ、結局先ほど申し述べましたように、この刑事訴訟法がいわゆる中途はんばなものでなつてしまつて、

せつ／＼の根本的な理論が汚されはしないか。私が相當の猶予期間がなければならぬのではないかと、一つの心配を申し上げたのも、この点にあるのです。もう一つは保釈についてでございます。これも特に御留意賜りたいのは、八十九條の保釈の点であります。この中には第五号までありまして、四号には「被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。」「五号は「被告人の氏名及び住居が判らないとき。」「この二つの條件を書いておる條文があるのですが、御承知の通り、今までわれわれが保釈の申請をいたしまして、理論的に申ししますならば、証人の隠滅と逃亡のおそれなければ、これは原則として保釈を許されなければならなかつたにもかかわらず、ほとんど逃亡のおそれがあるのだ、証人隠滅のおそれがあるのだといつて許されなかつた例は、幾多枚挙げるときがあらうせん。しかもなお相當の期間勾留すべき必要があると認めながら、保釈の申請を却下するといふ文書が書かれております。それならば何のために保釈を許さないで勾留を続ける必要があるかといふ理由は書いてありません。なお相當勾留を続ける理由があると、理由を書かずに結論だけ書いてある。ここに於いて多く學者から非難されております。そういう決定に對して、最も理由を明らかにしなければならぬ裁判所の書類としては、その理由を明らかにしない決定は滑稽なものではないのであります。今申し上げましたように、檢察官、裁判官の態度が旧態依然たるものであるならば、この保釈の條文にいたしまして、これは原則とし

て許さなければならぬのですが、この四号、五号の場合は、許さなくてもいいわけですか。そうすると御承知の通り、この新しい法案は、被告人に黙秘權を與えております。だからおそろしく今言う否認權といふものをもちつておる。今までの事例をいたしまして、否認をしておる事件について、裁判所が保釈を許した例を私はほとんど知りません。いわゆる被告人が罪証を隠滅するおそれがある。どういふことをもつて罪証を隠滅するおそれがあるかといふことを、明らかにされなければならぬではないか。また住所不定だ、住所不定だといふことも、どういふ場合をもつて住所不定とするのか。これは各條の質疑に入つたときに、あらためていたしたいと思ひますが、この四号、五号があり、しかもこのたびの改正法律案によれば、一審の判決が有罪となつたならば、保釈の申請ができないうわけですか。なお、九十條によつて裁判所が適當と認めるときは、職權によつて保釈を許すことができるという條文がありますけれども、今までのような裁判官、檢察官の頭であれば、保釈を許すことができるのか、かような條文を利用することによつて、不当に被告人の身体を拘束しておくとおそれがあるのではありませんか。従つて、この保釈の点をあげてみましても、この画期的といわれる現在の刑事訴訟法の中でも、その運営を誤れば、不当に基本的人權を害することのあり得る條文が隨所に見られることは、まことに私は遺憾だと思つておられます。もちろんこれは裁判官が在來の頭を切りかえて、眞に憲法の精神と刑事訴訟法の精神とを体得されたならば、私の心配は

雲散霧消すると思ひますけれども、政府が今言われたように、この改正案を施行したいのだというお考えの前に、まず私が申し述べました証人調べに關する裁判官の從來の態度、保釈に對する從來の態度が、引續いては、せつ／＼の画期的な改正案ができません。實際面としては、旧態依然たるものがあつてはならないといふことを心配いたしますのでありますが、どういふ私らの心配に對して、はたして政府はどういふ善後措置を講じようとしておりますかを伺いたないのであります。○鈴木國務大臣 中村委員のたゞいまの御質問は、まことに急所を指していると思つておられます。制度の改革は一日で成るが、イデオロギーの改革は一日に成らないといふことは天下の通則でありまして、新憲法ができましても、裁判所あるいは檢察廳において、革新的な人々もあるのではありませんが、また旧態依然たる者があるといふことは、あえて否定をいたしません。これはぜひ再教育その他の方法によつて刷新をいたすほかはないと思つてございまして、それ／＼研修制度いろいろのものを設けまして、御期待に副うように努力をいたして、次第であります。今後あらゆる方面から努力を續けまして、名実ともに新体制に副うような司法制度をつくり上げたいと考えている次第であります。なおこまかいことは檢察長官からお答えいたします。それから第二の保釈についても、御心配になられます点を述べられたのであります。なるほど今までのやり方からお考えになりますれば、そういう相變もむりからぬことと思ひま

すが、今度は新憲法によつて基本的人権を尊重するといふことの建前の上に、この法律ができてゐるのでありますから、御心配になりますやうなことは、万なからうと思ふのであります。もしありますならば、これまたその都度適切な措置を講じて、そういうことのないようにいたしたい。こゝう考へてゐる次第であります。今までの保釈制度とは大いに趣きを異にして、画期的な一大進歩をみるであらう、かように考へてゐる次第であります。

○内務府委員 たいま中村委員から、証拠調べの点について御質問がございましたが、もちろん証拠を採用するかどうかは、裁判所の裁量にかつておるのであります。ただ従来と違ひますところは、従来は先ほども申しました通りに、捜査記録を一切つけて公判へ送りこんでおるわけでありました。そこで裁判所がその記録を讀んで、大体この事件の見透しといふものを、現在においてつけておる形になつておるわけである。従つて現在においては、その記録を通して、ある程度の頭ができておるために、かような証拠は必要ないといつて却下されるという場合も、往々あつたと思ふのであります。ところがこのたびの改正案では、

先ほども申し上げた通りに、起訴狀一本で公判へまわつていくわけでありまして、それについて予断を抱くやうな何らの証拠書類がついてないのであります。従つて裁判所自身も、その証人が必要であるかどうかといふことについては、いわゆる従来のように何か予断を抱くのではないかと考へられるやうな決定は起り得ないと思ふのであります。

ます。むしろ實際におきましては、証拠の提出につきましては、いろ／＼のこまかい規定がありまして、その規定に違背しない証拠、証人等ならば、一應裁判所の方も進んで調べなければならぬといふふうに考へるやうになるだらうと思ふのであります。ただいま御心配のやうな点は、現在とはよほど違つてくる、かように考へる次第であります。

○中村委員 最後にもう一点お尋ねいたします。それはただいまわれわれの委員会に付託されておる検査官の職務と、この刑事訴訟法の関係であります。

二百六十二條によりますると、現行法の職權の濫用の罪については、「告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、その檢察官の所屬の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することが出来る。」といふ變つた規定があるものであります。職權濫用の罪につきましては、それが不起訴になるか、あるいは起訴猶予の処分を受けた場合は、告訴、告発をした者は、地方裁判所に不服請求権をもつておる、といふ規定があるものであります。私一個の見解を申し述べますと、この檢察審査会法案といふものは、現在の日本の國民全体の知識水準から言へば、非常に行き過ぎた法案だと考へるのであります。しかもこの檢察審査会法案の内容を見ますと、いわゆる委員会制度になつておりまして、しかもここに委員になれない人は、ずつと列挙されておる。簡単に申しますれば、法律關係のある者は一切委員になれないといふこ

とになつております。ところがただいま申し上げた新刑事訴訟法の二百六十二條によりますると、範圍は狭いのでありますけれども、この職權濫用の場合においては、不起訴処分に対しては、専門家である裁判所が、審査請求権をもつておるということになつております。そういたしますと、この檢察審査会法案の精神は、檢察官の公訴を提起しない処分の可否の審査に関する事項については、法律の知識のない者をもつて、まず適当なりとする精神である。同じやうな場合において、この新刑事訴訟法の二百六十二條は、むしろ専門家の審査を受けるのを妥當としておかれるといふ精神でなければならぬのであります。私はそういう矛盾から考へるわけではありませんが、盾も、今申し述べましたやうに、檢察審査会法案といふものは、現在のわが國においては行き過ぎた法案であると思へておるやうな感じがいたします。しかもこの法案が施行されるといふことになる、莫大な費用と、莫大な努力と、莫大な設備が必要であるのでありますから、私は自分一個の考へから言へば、この法案は通過すべきものではないと思へておるものであります。むしろこの新刑事訴訟法の二百六十二條を拡充することによつて、檢察審査会の精神と目的は、完全に遂げられると、私は考へておるやうです。これこそ現在、さらに將來十年、二十年経ちましたやうな、これらの不起訴処分、あるいは起訴猶予処分の当否を、裁判官によつて審査せしめるといふことの方が、実に日本的に考へるののであると考へます。この点に対して、これはあるいは檢察審査会法の質疑のときにお尋

ねすることであるかとも思いますが、私は今申し述べましたやうに、この審査会法案に対しては、否定的な考へをもつておるやうです。従つてむしろこの新刑事訴訟法の二百六十二條を改正することによつて、この問題は全面的に解決できると思ふ。これが職權濫用の罪にのみどうして限られておるのか。これをものと拡充されれば、これに関する仕事は完全にできるのだといふ考へ方を考へておるやうですが、それについての政府の御意見、それからこれについて加へまして、従つてもしも私の考へてゐることが妥當なりといふことになりますれば、今裁判所が独立して今日になりまして、私も先般高松の高等裁判所へ行つたのでありますけれども、あそここの友人の検事から、裁判所がすべての設備を使つておつて、檢察廳は仮住宅をしておるやうな形で非常に困つておる。予算の面においては、裁判所が独立した予算をもつておるわけだし、檢察廳は裁判所の部屋を借りてゐるやうな形で困つておるという意見を聞かれました。さらにまた先般の裁判官彈劾訴訟追委員會の組上に上りました天野判事の問題にいたしましては、浜松の檢察廳と裁判所とは十町も離れておるやうなところがある。従つて裁判所と檢察廳との連絡は十分であるがゆえに、自然にそこに意思の疎通を欠くのだといふ事実も、明らかに申すおられますから、私の見解から申すに、裁判所と檢察廳が独立した建物をもつておるやうなことが理想であると思へるのではありませんが、近來の傾向は、裁判所の中に檢察廳が仮住居をしてゐるやうな形になつておる。従つ

てこの刑事訴訟法が布かれて後に、検事と弁護士といふものは、いわゆる對等の地位に立つて、そして裁判官が別個の第三者の冷靜な立場として審判していくといふやうなことを考へます。同じ廳舎に檢察廳と裁判所とが仮住居をやつてゐるやうなことは、その設備の不十分な点から言ひましても、いろ／＼の問題が起ることであらうと思ふ。理想から申しますれば、同じ敷地の中に別棟の檢察廳があることが理想だと考へます。いわんや近時の傾向が檢察廳が圧迫をこうむつておる。一圧迫をこうむつておるといふ言葉は悪いかもしれませんが、何となく仮住居的な傾向をもつておるといふやうな見解から考へていきますと、何とかここにその点を打開して、その外観内容ともに、この新刑事訴訟法の眞意が現れていくやうな方向に考へられるのが、妥當ではないかと考へるのであります。この二点について、法務總裁の御意見を伺いたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 第一点の檢察審査会と二百六十二條の職權濫用に関する告訴告発を取上げないときの訴えの請求等の關係でありまして、審査会制度が日本にとつて適切であるかないかといふことについて御意見があることは、了承いたすのであります。第二百六十二條との關係においては、あまり問題はなからうかと考へておるのであります。こちらは結局職權濫用について、告訴告発をして取上げられない場合には、審査会の対象にもなりませんが、またこの規定に従つた場合に裁判所に訴へることもできる。この両建てになつておるわけでありまして、そ

うして職權濫用に關するところは、できるだけ徹活に公正に扱つてもらう必要がありまゝから、審査会の方でやつてもよろしいけれども、通常管轄裁判所に訴えを要求すれば、当然その公判に付せられるというやうな形になつておりますれば、一層告訴告発の目的を達成するに近いかと思ひますが、そういう意味において、必ずしも矛盾衝突するものではなからうと考へておる次第であります。

それから第二の点は、檢察廳と裁判所の關係であります。これはまことにデリケートな問題でありまして、震災その他で非常な騒ぎが打撃をこうむつておる。そのために、さなきばに狭かつた應答が、いよく狭くなりまして、また仕事に非常な殖えたのであります。それでどこまでも裁判所と司法事務局と、檢察廳、檢察事務局等の關係が、うまくいつておらないのであります。互いにこれは譲り合つてやつていただくよりほかに、行くは理想は同じ構内に別箇の建物をつくるというやうに、國家の財政の余裕ができましたならばいたしたいと考へております。近いところでこれを實現することは不可能に近いのであります。そうすると今までのものを利用してやつていただかなければならぬのであります。それから、震災にかからぬところでも、非常なきつぱりなものであります。いわんや震災にかかりましたところでは、まことに仰せの通り、言ひに忍びないものが多々あるのであります。そこでお互いに譲り合つてくれればいいのであります。管轄がわかれてしまふと、まあ頭張れるだけ頭張つて、よけいというところのセクシヨナリズム

のやうなものが露頭してまいります。で、私どもはまことに遺憾であると考えております。できるだけ最高裁判所長官等とも協議いたしまして、互譲妥協の精神で、相互にこれをやつていくやうにいたすつもりであります。さうに御承知を願ひます。

○中村(俊)委員 今の前の方の問題でございまして、これはあるいは檢察廳審査会のおきに尋ねた方が妥當かと思ひますが、二百六十二條のごとく職權濫用の場合、これは今後當分の間、かういふやうな官公吏、警察官の職權の問題については、これを政治的にあるいはその他に濫用する傾向が出てくるのではないかと、しかも裁判官がこれを審判するといふならば、現にある調停委員のやうな全法法律の知識のない委員会が、この可否を決定するといふやうなことになるかと、これに對する一つの外力の働き、あるいはこれを政治的に利用する、あるいは力をもつてあるいは物資をもつて動かす、その意味の濃職の濃味になりはしないかといふことを、私は強く考へるのです。従つてこの二百六十二條の精神は、なるべく檢察廳が、警察官であるとか、特に警察官と起訴しにくといふところから、かういふ條文が入れられたものかと思ひますが、いかなる場合においても、不起訴、起訴処分については、裁判官がこれを審査することという考へ方と、この審査会法案のごとく、素人が審査するのだという考へ方とは、全然考へ方が違ふと、私は考へざるを得ないのであります。それでなければ、在野法曹を入れてもいいではないかと、われ／＼は考へます

が、そういうものも全部審査会法案ではオミットされておる。従つて同じ國家が、かういふ審査会のごときものをつくり、全然法律家をタツチさすべきでないという根本理念だと、二百六十二條の裁判官によつて審判させた方がいいといふ考へ方と、私は全然調和できないのではないかと考へておるのであります。この点について、もう一つ御意見を聴かしていただきたいと思ひます。

が、そういうものも全部審査会法案ではオミットされておる。従つて同じ國家が、かういふ審査会のごときものをつくり、全然法律家をタツチさすべきでないという根本理念だと、二百六十二條の裁判官によつて審判させた方がいいといふ考へ方と、私は全然調和できないのではないかと考へておるのであります。この点について、もう一つ御意見を聴かしていただきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 どもつともであります。が、御承知のやうに、この二百六十二條の方は、審判に付することを請求いたしますと、當然審判をするこゝとなるのであります。が、審査会の方には、拘束力がないのであります。そして全然法律家を利用しないといふお言葉は適切でないと思ひのであります。まず起訴せざる檢察を召喚して、何がゆゑに起訴しないかといふ説明をとることができるものであります。また在野法曹たる弁護士の人を呼んで、たとえば告訴代理人であれば、なぜ告訴したのであるかといふやうなことを説明させることができるのであります。すべて法律知識を完全に利用すること、予定されておる制度でありますから、その点については、ただ素人の盲目的なる判断といふやうなものを尊重するものでないことは、御理解くださると思ひのであります。とにかくさういふ意味において、審査会の決定は、必ずしも取上げて起訴しなければならぬといふ筋合のものではないのであります。やはり参考として、ある程度の反省を促すという効果はもつておるに相違ありませんが、また多くの場合實際に起訴せられることになるだらうと思ひます。

○岡井委員 それでは重複した点がございまして、結論だけで結構でございまして、まず第一に今度の刑事訴訟法案は、英米法形式に則れたものでございまして、英米の實際の事件から見まして、誤判率がどのくらいであるかといふことを承りたいのです。有罪なるべき者が無罪の方になる。それから無罪になるべきものが誤つて有罪の判決を受ける。これを實際の事件の真相の方から、事件の真相でございまして、何人も知り得ないかもしれませんけれども、これは誤判らしい、このままずつと最終まで通つたけれども、何となく誤判らしい。かういふやうに實際の目から見た統計がどうなつてゐるかといふことを承りたいのであります。

○鈴木國務大臣 英米などで、どのくらいの誤判の率があるかといふことになりまして、第一誤判であるかないかといふことをきめることが非常にむずかしい。神様の目からでないといふから、ない場合が多いのでありますから、従つてその統計といふやうなものも見たことがないものであります。その点はちよつと申し上げかねるのであります。が、やはり神様の國でないから誤判は相當あるだらうと考へるのであります。

○岡井委員 それでは今度法律ができ上りましたならば、當局の方では、どうして起訴して、そして無罪をどんどん出す、かういふやうな御意見をございまして、どうか。私法律を詳しく拜見いたしておりますけれども、被告人は接見が自由自在である、あるいは黙秘権があるといふ機構になつておりますので、相当たちの悪い者が無罪になる方に追いこまれはせぬかといふことを、衷心憂へてゐるものでございまして、一般善良なる國民の憂へもつづらこの点のみにある。ほかの点になくして、この点のみにあるのではないかと考へます。それで有罪に起訴されて、その中には、神の目から見ても、当然無罪になる者が無罪になるのは、当然さうあらねばならぬのであります。が、今度の新法律になりました場合に、ほんとうは罰すべき惡質の者、あるいは大犯罪が、將來においてますます跋扈跳梁するやうになるでございまして、さういふやうな危險を冒して、なおかつ新憲法の線に沿う、これが新憲法のほんとうの精神かどうかといふことは、私大いに疑問とするものでございまして、悪く言えば時流にこびるというやうなことも相なるかと思ひのでございまして、かやうな

点はいかがでございましょうか。

○鈴木國務大臣 まづ起訴の件について申し上げますれば、慎重の上にも慎重に、十分証拠があるとなれば起訴できないことは、新刑事訴訟法でも同様でございます。いい加減な証拠で起訴をするものでないことは、申し上げるまでもないのであります。それであるから十分な証拠が整つたと信じて起訴をする。しかし手続は非常に慎重であつて、きわめて公明な方法で争うことになつてゐるし、たとえ本人が自白いたしましたも、他に証拠がなければ、有罪の判決を下すことができないというやうな憲法上の保障まである次第でございますから、すなわちどうも大体は怪しいと思われても、免れる者が今までは多からう、それは考えられると思ひますが、しかし十人の有罪者を逃がして、一人の冤罪者をつくつてはいけないという信念から出ておるわけでありまして、基本的人権を保護するという立場から見れば、これはやむを得ないものです。しかし岡井君仰せられるやうな、ただむやみに起訴する、そして有罪のたくさんできることを期待する、そういうやうな趣旨のものでないことは、もとよりであります。

○岡井委員 ただいま十人の有罪者を逃がして一人の罪なきものを罰するなれという格言をお引きになりましたが、私はこれについて大いに異論があるものであります。司法部の意氣込みとしては、十人の有罪者はことごとく逃がさない、同時に一人の罪なき者を有罪にしない。これがなければ司法権はやめた方がいい、廃棄した方がいい、私はかやうに考へておるのでござ

います。ただいまの國家の憂いは、十人の有罪者がどん／＼免かれておる、かやうな点にあるのではないかと思ふのです。刑事裁判は、大体有罪になるのが建前でなければならぬ。しかもその中に一人の無実の犯罪者も混つておらぬ、これだけの意氣込みがなければ、一國の司法を預かる資格がない、私も同く／＼さうに信じておるのでござい。司法部の人々に接してみても、さうな意氣込みをもつておる者は一人もないように思つて、実にあき足らない感じをもつております。裁判官、検事の待遇方面について大いに奮闘いたしましたけれども、人間だけを見れば奮闘をするのでなかつた、かやうな感じをもつております。制度に対しては別です。さうな目から見まして、ただいまの判事の方々、また検事の方々、これらの人々の熱烈なる眞相発見の氣持、眞相発見に対して熱意をもつておるか、また眞相発見に向つて良心的な方がどのくらいおられるか、なるだらうかというのを疑うのです。私はある必要がございまして、部内のえらい人に眞相をお聴きしましたところ、いまだ眞相発見に向つて熱意があるやうな裁判官や、検事はありはしないのだから、さういふことを言われまして私は非常に悲觀したのでござい。さて今度の法案を拜見いたしまして、結局検事判事の良心、熱意、さういふものを担保するものは、何もないといふことを発見するのでござい。検事が起訴すべきを起訴しない。これはただいま中村委員から御質問になりました中でお答へになりました檢察審査会法、さういふ点で、検事の足りない点はある程度まで補える

かもしれないが、これとても絶対的のものでもありませんし、また一國の檢察制度といつたしまして、さういふものを人から批判してもならなければ、良心的な仕事ができないといふことは、はなはだ情ない始末でござい。それから裁判所側の方は上告審においても、事実上重大なる誤認がありや否やの審査ができることになつておるものでござい。しかしながら私裁判官に接してみまして、裁判官各位の氣魄、良心、かやうなものを伺つてみますると、やはり從來同様に、かやうに認められるとか、認めることもできるとかやうな、なまぬるい將來のことを言つておるのか、嚴然たる變更すべからざる過去のことを言つておるのか、わけのわからぬやうな判断を下して、それ以上人民側が詰めても、慎重審議をしたとか、こんなにも調べたのだから、もう論議給えとかいふことで、一蹴されるのです。司法部の官僚的といふことは、かやうな点を申すのでござい。そこで私本質問におきましては、検事、判事の良心を担保する方法いかん。新法律でもつて検事、判事はいかやうに良心的な裁判をなしたか、良心的な檢察をなしたかといふことを人民の、國民の納得のいく程度にまで、なるべくなれば、法文の上で現わしていただきたいのでござい。さういふ点に対する總裁の御意見を承りたいのでござい。

○鈴木國務大臣 岡井委員の御質問の趣旨は、非常にむづかしい問題を提供しておられるわけでありまして、今の裁判官、檢察官が十分に有罪者を逃がさず、冤罪者をつくらない、さういふ決意をしてやつておるかどうかといふことに疑問をさしはさむといふことでござい。私が、これは私、一人の判事、検事といへども、さういふ意氣込みをもつてやつておらない者はないと思ふのであります。さういふ氣持でやつておりますが、しかし不完全なる人間でありますから、どうしても客觀的に見れば、過ちなきを期し得ない。そのためにいさ／＼な制度が生れてくるわけでありまして、檢察官に対しては、その資格審査の法令があり、あるいは起訴不起訴について審査の制度があり、裁判官には國民審査法があり、彈劾法があるやうな次第でありまして、これらを活用して、それ／＼も不適当と信ぜられる裁判官、検事等がありますならば、淘汰をしてまいるほかないと思ふのです。この刑事訴訟法の中に、さういふ精神的要素、殊に良心といふやうな道徳的要求を盛り込むといふことは、これは不可能に近いことでありまして、さういふやうな言葉で、一人の有罪者を逃してはいけない、一人の冤罪者をつくつてはいけない、さういふやうに書けば書けないことはありますが、すべての判事、検事がその意氣込みをもつて職務すべしといふ道徳的規範をどこかへ入れてみたところで、これは大したことではないのでありまして、これは別個の方面から判事、檢察諸君の自覺を喚起するほかはないと考へるのであります。その意味において、常に司法当局として、あるいは行政当局として、十分さういふ点は考慮いたしまして、常にあるいは待遇の点を考慮し、あるいは精神修養の点を考慮し、さういふ点に心を配つておる次第でございまして、刑事訴訟法とは別個の問題として考へております。

かやうに御承知を願ひたいのであります。

○岡井委員 憲法は基本的人権をいやといふほどなつております。公務員も一般國民もこれを擁護すべし、まず死を賭してまでも擁護すべしとまで書いてあるように思ひますが、私は無罪たるべき者が有罪になるといふことは、これは基本的人権の中の最低なるものも與えない。かやうなことになるまして、これは憲法違反処分最たるものであつて、処分の中には裁判を含まれるといふ説が勝つておるやうでござい。さういふ説が勝つておるやうでござい。憲法違反であるといふやうなことは、みな事柄が小さいのでございまして、これらの点は、あまり嚴格に論ずる必要はないのでござい。無実の者が誤つて有罪の確定判決を受けるといふことになりま。これは基本的人権を毫末も與えない、奴隸的拘束を人間に與えるといふことは、ゆゆしき大事であります。明治憲法におきましては、法律の範圍内で司法権を行へば、それで足つたのでござい。また明治憲法の人権といふものは、制限されたものでござい。法律の範圍内で手続を終るならば、それで一通りよかつたのであります。が、新憲法の規定を見ますと、憲法といふものは、区々たる法律あるいは法律の不備、またこれらに基く処分、さういふやうなものに超越すべきことを新憲法は命じておるやうでござい。これだけの手続を経て一應やつたのだから、もう諦めよといふ理論は絶対に生れてこぬと思ひます。この間私が總裁に非公式にお會ひいたしましたら、總裁は、昔から無実の罪といふも

のはあるのだから、時節を待つよりしかたなからうという言葉をいいたいたのでございすが、それは明治憲法までは通用した議論かもしれせんが、新憲法には断じて許すべからざる議論だと思ひます。無実の罪というのに対する認識を深めていただきたいのであります。これは無邪気に遊んでおる子供を惡漢が拉致して拘禁するのとどうも違わぬのです。人民の方からある権利の設定を希うて出願に及んだところが、政府の方でよく聴いてくださなかつたというのと、まるつき違ふと思ひます。つまり國家が憲法という不法監禁罪を犯す、かようなことにも相なるのであります。それらの点について、徹頭徹尾人權を擁護するのであるということが、この新憲法下の新刑事訴訟法案におきましては、當然盛り込まなければならぬのでございします。さういひにしまして、上告審では事實誤認についてもお調べになるというので、一應安心しておりますけれども、場合によつては、事實審理を開始する。被告人をひつぱり出して聴いてみる。このくらいの御親切はあつてよろしいと思ひます。親切でなければ、重大なる基本的人権を擁護することはできないと思ひます。法律家の方から言ひますれば、一應手続を盡して、れいしき文字でもつて判決文を述べたならば、それで人權擁護はできたように錯覺するのです。これは筆をとる人の錯覺なんです。國民の氣持はまつたく違ふのです。正味が間違つておれば、いくら判決がはいれしくても、いくら慎重審議をしたと仰せられても、何にもならぬのであります。そこでこの基本的人権を徹

頭徹尾擁護するように、新刑事訴訟法案に盛り込んでおるかどうか。こういう点につきまして法律論、あるいは立法論でも結構でございすが、これらの点について伺ひたいのでございします。○鈴木國務大臣 御質問の趣旨は非常にもむづかしい問題でございまして、何人も裁判官、検事は誤つた裁判をしやうと思つてやつておる人は一人もないと思ひますが、神様の目から見れば、誤ることがあるかもしれない。これもまた否定することはできないのであります。そこで岡井委員のお言葉によると、冤罪者を監獄に入れるようなことがあれば、基本的人権を蹂躪するものであつて、憲法違反の最大なるものである。それもその通りであります。その冤罪たることを証明することが問題であります。そこで刑事訴訟法は、御承知のように、一切の事件についてかなり丁寧な証拠調べ、審理の方法を許しておりますから、まずこれで証拠を出して争つて、勝つことができない場合には、やはりそれが客観的に見ても妥當なる判断である。この認定せざるを得ないのであります。もし出し遅れた証拠があつて発見されたという場合には、再審の途が開かれておるのであります。それでやつていたのだよりほかはない。どうも岡井さんの御議論をそのまま貰ひていくと、死刑の執行をやつたのは殺人罪である。このういふことに相なるのであります。殺人罪に相違ないのである。ただ彼は法律の根拠に基いて人を殺すのでありますから、法律の根拠に基いて裁判をやつたので、明らかに法を濫用し故意に人を罪に陥れるつもりでさういふ裁判をしたというならば、初めてここに

その裁判官という人の責任問題を生じ、これを彈劾すべき理由が生じてくるわけでありすが、その点も証拠で争ひはかばかしい。それを証拠で争ひ得るならば、ドレフエス事件のように、りつぱに冤罪であることの証明が成立し得る場合もあり得ると思ひるのであります。それでなければ、どうも遺憾ながら岡井委員の仰せられるような問題を、輕々に肯定するわけにはまいらぬのであります。冤罪はできるだけこれを救うような方法を、この刑事訴訟法は命じておる。さうして再審の訴えができる、繰返して刑に服した者までやる、それができるものでありますから、それで十分に闘つてございまして、なお救ふことができないならば、これはどうも天なり命なりと考えるほかはない。さういふ趣旨を私は週日申し上げたつもりでありまして、さういふことに御了承願ひたいのであります。○岡井委員 惡漢が幼兒を監禁する場合には、國家に訴へればよいのであります。國家が最高權威でございしますから、もう訴えるところがなないので。さういふ点をひとつお考えになつていただきたいのであります。それらの意味から見まして、全國の判例の意氣込みというやうなもの、弁護士仲間とか、あるいは在朝の人々、あるいはまたその裁判を受けた人々、民事、刑事を問ひませんが、伺つてみますといふと、裁判官に最も欠けてゐるのは、眞実を見しよつたといふ氣魄をどうもおもひになつておらぬ、さういふことを万人が万人、口をそろえて言つておるやうであります。これは四角張つた席上で聴くのではなくして、ほんとうに

胸襟を開いて伺つてみますと、ことごとくそう申しますので、その点は私間違ひないかと思ひます。それで、ただいま再審といふことを仰せられました。再審には非常に嚴重な要件がございします。私が問題にいたしたいのは、もう少し熱意をもつて、また眼力を鋭くして、また論理のつかみ方を正しくいたしましたならば、與えられた記録、與えられた供述の範圍内だけで、りつぱにわかる。さういふものは、もう再審をまつまでもなく、與えられた材料で十分わかるにかかわらず、裁判所がほんとうに判断をなさらない。私のお説を聴いてまわつて歩いた人々の言われるところも、やはり同じなものです。遺憾ながら新証拠がないからさういふことではない。與えられた証拠に向つて、ほんとうに活眼をもつて、また良心的な眼をもつてごらんにならない。おさなりの判断をする。形式的の判断をする。かようなことを万人が万人、口をそろえて言つておるのです。そこでさういふやうな点について、法務總裁は民間の人々と同じやうに愛いをもたしておられるかどうか、この点の御認識について、ちよつと承りたいのです。○鈴木國務大臣 まず問題がむづかしくなつてまいつたのであります。が、万人が万人さういふやうに認めておるといふのは、ちよつと承服いたしかねるのであります。ちよつと岡井さんが指された人々、皆さういふ意見をもつてゐるのであります。しかし裁判官も、中には多少まじめでなれにあるかもしれせんが、大体はまじめに大いにやつておると信ずるので

ありまして、良心に反していい加減な裁判をしてゐるやうなことをもし申しますならば、これは裁判官に対する大いなる侮辱である。さういふことに相なるであらうと思ひのであります。しかし皆が皆大岡越前守であつてほしい、あるいは自分の事件は大岡越前守のところにもつていきたい、さういふ御要求であります。これは、むりからぬ御要求であります。はたしてさういふ人が到るところにいるかどうか、さういふ問題になると、これはまた別な問題に相なるかと思ひのであります。いづれにいたしましても、岡井委員の仰せられるところがよくわかりませんが、裁判官が冤罪者をつくらぬやうにまじめにやるといふことについては、十分信頼してよろしいと思ひのであります。その才能がことごとく大岡式に至り得ないからこそ、刑事訴訟法といふやうな非常な煩わしい規則をこしらえて、これに則つて裁判をさせるのであります。これでまず過ちが比較的少い、絶無とは申し上げかねますが、少い保証がここに立てられている。さういふふうに私も考へてゐるのであります。○岡井委員 私すでに法務總裁のお耳に入れたのであります。近ごろ裁判所の記録を焼いたといふ事件の被告人の弁護人を私やつておりますので、その事件についてわれわれが心血を注いで、矢でも鉄砲でもいふという論議と事實を掲げて説いても、高等裁判所の判事におかれては、絶対にこれの内容についてはほとんどお説みになつていない。ただ初めの一行二行の事實に重大なる誤謬があるといふところをごらんになつて、そしてこれはただ紋切型

ではねばよいという、こういう態度でお臨みになつたと思われるのでありまして、これらはいずれ今後の訴訟において明らかに証明していきたいと思ふのでございまして、私どももいたしましては、判事、裁判官弾劾までもつていきたい、こういうような点まで、ただいま考慮しているのではありません。これはたゞ無罪事件でございしますが、その眞実発見というまなから申しますと、ただいまの刑事訴訟法も、このたびの法案に同じようなものだろうと思ふのでございまして、要は運用のいかんでありまして、私がいたずらに冤罪者を罰するなれというのを絶叫いたしますと、今後の裁判官はたゞ無罪にすればよい、能事終りというふうなことで、それがまた裁判官の權威である、検事は何でもかんでもつてくるけれども、裁判官は無罪を出すことをもつて裁判官の威厳と心得ておられる、というふうな風潮もあるように思つておるのであります。一般善良なる國民の基本的人權から申しますと、有罪者は一人も逃がしていただきたくない、それからまた無罪の者を有罪にするようなことがないように、かような点を一般國民は願つてゐるのであります。司法当局の御意見を承つて見ますと、露骨に極端に申しますれば、紙の上で何とか一應の体裁がつけば、慎重審議の形を残せば、それでよいという程度の意氣込みをもつておられるのではないかと、これは、はなはだ懸念されるのでありまして、この点を伺いたのであります。

それからそれに関連いたしまして、私はすべて物は根本をつかまなければだめだと思ひます。ただいまの國家の

現状も、司法権が檢察、裁判ともにこの前の政黨腐敗墮落時代からずつとかやまして、ほんとうの本分を盡してゐなかつた。起訴すべきを起訴しなかつた。新聞紙上でどう／＼とたたかれても、大物は必ず起訴しなかつた。大物がたゞ／＼裁判所にまゐりまして、必ず無罪になつた。その後に来つたものが軍閥の跋扈時代である。そうしてただいまの亡國の現狀である。かように考へております。私司法部内の人に會つたに、さうな議論を吹きかけるのでございしますが、さうな議論に乗つてくれる人は、一人もいないのでございまして。但し一般無知なる國民は、大いにわれ／＼の意見に共鳴するのでございまして。官僚の考へておられる点と、一般國民の考へておられる点との間に、非常なる開きがあるのでございまして。質問が長くなりますから、要約いたしますと、一般國民は、悪い者が罰せられないことを、非常に今の日本國民は心配しております。その点と、司法権の功罪史論、ただいま亡國破壤に導いたについて司法権は一半の責任をおもひになつてはどうか。あるいは賄賂をとつた者がいないから、司法官は自分を盡しておつたと仰せられるのであるか。この二点について總裁の御意見を伺いたのでございまして。

○鈴木國務大臣 非常にデリケートな御質問であります。法務總裁として、日本の裁判官、檢察官がまじめにやつてゐるかどうかという御質問のやうに承るのでありますが、これは岡井さんが接觸しておられる範圍がどういふ範圍であるか存じませんが、私の知つてゐる限りにおいては、みなまじめにやつてゐる。ただ、まじめであると

いうことと、聰明であるということとは、少し問題が違ひますから、すべての人が天賦的であつたり、非常に聰明であつたりすることを期待することはできないのであります。そういう点で、あるいは期待に副わぬかもしれませんが、日本の司法官、檢察官はきつめてまじめに仕事をしているということとは、信じて疑いません。また瀆職等の事實がないことは、仰せまでもないことであります。それと相まつて、きつめて眞剣に之に耐えて、闘つてゐるということも、われ／＼政府當局としては、深き感謝をもつて見てゐるのであります。それにもかかわらず、若干の過ちを犯すことはあり得るのであります。これを是正する途はおのづから他にこれを諷しなければならぬ。かように考へてゐる次第であります。

○岡井委員 檢察官は行政官というやうに相なつてゐるようでございまして。そうしてこの檢察官がいかなる事件を裁判所の方に起訴するかという点につきましても、下の方は心配がないのでございまして、上の方は檢察總長の上に法務總裁あり、その上に内閣總理大臣ありといふやういふ、私非常にその点を心配してゐるのでございまして。もし小さな事件ばかりを起訴するといふことになりますれば、これは裁判官に對する重大なる侮辱である。つまり裁判官は起訴の範圍内で制限を受けて活動することに止まるのでございまして、結局起訴が當を得ませんでしたならば、これは檢察裁判、大きく申しまして司法全体が振舞ないことに相なるのでございまして、新法案を見まして、檢察という大事に向つて、はとん

ど誤りなく用意を示されておらないやうに思ふのでございまして。それらの点をこの法律制度の方と、それから現内閣の起訴、不起訴に対する御見解、この二点を伺いたのでございまして。

○鈴木國務大臣 起訴、不起訴を適切にやるということは、檢察の生命でありまして、その点につきましては、具體的に條文の中に織りこんで、一々指図をするやうな規定を設けることはできないと思ひますが、これはおのづからまた檢察事務をとつておられる人々の間に、長い間の慣習から發達をした一つの條理のようなものがあつて、さういふことに基いて事件を処理してゐるのでありますから、決して御心配になるやうなことはなからうと確信いたしますのであります。また人權を蹂躪せざるためには、この刑事訴訟法にも十分その用意がしてあります。その点については、遺憾なきを期しておりますから、これまた御心配のやうなことは、万なからうと信ずる次第であります。

○岡井委員 公判中心主義になりまして、公判の時間が非常に延びるのであると思ひますが、これにつきましても、判事の増員といふやうな点は、いかにお考えでございませうか。

○鈴木國務大臣 新刑事訴訟法では、確かに公判中心主義でありますから、公判には非常に手数がかかり、自然今までは時間もよけいかるであらうと想像されてゐるのであります。が、しかしその実相については、ただいまはつきりしたことを申し上げかねるのであります。そう實際に人をな

くさん殖やさなければならぬほど延長すると思ふことができないという考え方もあるのであります。しかし若干殖やす必要があることは、疑いがないと考へられてゐるのであります。それらにつきましても、本年度から國家試験を施行するに際しまして、採用する人とを殖やしまして、また民間の弁護士その他からも、できるだけ在朝法曹に代つていただくというやうな措置を講じて、足らざることを補つていく。こういうふうに考へてゐる次第であります。

○岡井委員 これをもつて私の質問を終ります。最後の点のみを除きまして、それまでの總裁のお答えは遺憾ながら、はなはだ私の意に満たないものでございまして、これは司法に對する根本觀念を異にしてゐるのであるから、いかんともじかたがないと思ふのでございまして。それでまだほかにもたくさん伺ひ申し上げたことはあるのでございしますが、これ以上お手を煩わさないやうに、本日はこの程度にいたします。おそらく一般國民は、私の根本觀念の方に賛成するのではないかと思ふのでございまして。内閣で重きをなしておられる總裁におかれましては、いさしく司法に對して認識を深くせられ、また宏壯なる意氣込みをもつて、司法政治に當られますやうに、熱烈なる希望をいたしまして、私の質問を終ります。

○山中委員 實は法務總裁に簡單なことで緊急な質問があるのでございしますがよろしうございませうか。

○井伊委員長 よろしうございませう。

○山中委員 さいわい本日刑事訴訟法

の改正法案が審議されておりますので、この機会にお尋ねしておくと、お尋ねしたいと思ひますが、実は最近上野、青森間の急行列車もしくは普通列車におきまして、主食の一齊検査が行われているのであります。この問題につきましては、先般本会議におきまして、某議員からお尋ねがあつたことと思ひますが、実は私今月の六日午前二時に法務総裁の選挙区である福島縣の平町で、夜中の二時に起されて検査を受けたのであります。その際警察官に念のためにこれは一体どういふ法的根拠に基いて乗客を降して検査をするのかというのを尋ねてみたのであります。その際警察官の言ひは、これは食糧管理法に基いて検査をするのだ、こういうお話だったのであります。それで私はそれはよくわかるが、しかしそれならば下車せしめないで列車内で検査をしたらいではないか、一体われ／＼に夜の夜中二時に全部一齊に下車を命ずるといふ権限は警察官にあるのかどうか、こういう点を尋ねたところが、それは連合軍の命令によつて調べるのだ、こゝう言うのであります。そこでしからば連合軍の命令は下車せしめて調べる、こゝういふことになつてゐるのかどうか、そう言つて聞きましたところが、それは下車せしめて調べる、こゝういふことを言われたのであります。そこで私もは連合軍の命令であるならば、むろんわれ／＼は服従しなければならぬから服従するということで、下車して一應取調べを受けたのであります。が、いろいろ乗客の意見を聞いております

と、これはひどい、殊に一旦下車させますために、検査が終つてから汽車に乗るときには、もうほとんど坐席は混乱の状態で、青森から乗る時分には先着順にきちんと札を與えてさうして秩序の乱れないように皆並んできちんと乗車するのであります。あの夜中に一齊に起されて、今度乗る時分には、もうわれ先で、今まで立つておつた人は今度は坐る。坐つておつた人は立たなければならぬというやうな状態で、喧々囂々状態でありました。そこで車掌に、これは一体どうしたことかと聞きますと、実は自分たちの方には何らの権限はない。自分たちはこゝういふことのために急行列車が遅れる。そのために急行券を拂ひもさなければならぬといふやうなこともできて困るのだ、警察の方のやることであるから、何ともわれ／＼の方はしかたがない、下車を命ずるといふことは、乗務車掌の司法警察権に基いて列車内の秩序を乱した場合、あるいは不正乗車といふやうな場合において、われ／＼は下車を命ずるのであるけれども、司法警察官に下車を命ずる権限はないはずだといふやうなことも言つておりました。が、私もどうもそう思ふのであります。が、とにかく何千何万という人が、毎日のように、しかも夜中の二時ごろに安眠をしてゐるときに起されて、しかも車外に降されて検査をされるというやうなことは、急行列車をよほど遅らすことでもあるし、こゝういふ状態をばたしてこのまま見逃しておいてもよいかどうか、これは一体どういふ権限に基いてやつておられるのか、この点をひとつこの機会に明確にしておいていただきたい。かやうに思ふのであります。

○鈴木國務大臣 これは実は警察のこととは、私の方の管轄でないものでありますから、報告がまいつておりませんので、わからぬのであります。が、警察については、五人の國家公安委員といふ大臣待遇の委員がおりまして、それが取締つておられるのであります。それでありまして、將來は國家公安委員長が國會へ出てきてお答えをするようにさせたい、こゝう思つて実は閣議でも相談をいたしておる次第であります。いつも私ばかりやつておるのですが、私はいかにも檢察陣營を率いておりまして、そのほか警察もつておれば鬼に金棒で結構であります。それは絶対に許すことはできぬといふわけで、警察は完全に私の手を離れております。離れておりますが、理論的には考へることができませんから、想像を申し上げることができるとあります。また私も承つておる限り、進駐軍の嚴重な命令によつて、食糧管理法違反取締るやうに命ぜられておること、よく承知いたしております。ただそのやり方については、どの程度まで指示がなされておるか存じませんが、それは汽車は進行中にやればよいのであります。必ず降してやらなければならぬといふことはなからうと思ひますが、しかし實際論としては、夜中の二時ごろ降すといふやうなことは、非常に輕い意味の人権の蹂躪になると思ひます。が、書問ならそう降すことについて御異議を述べられることもなからう。といふのは、降してやる方が非常に早くいく、汽車の中でやるというこゝうになりますと、非常に混雜をしておりますから、時間もかかり、いろ／＼あいなことが起つてくる、自分の荷物で

ないといふやうなことで、逃げる者ができたりして、實際にやつた人からいうとむづかしいのであります。それで降して遺棄したる者、放棄したる者は區別して、それ／＼曉えて來た者については検査をしてやつていく。結局は時間的にも、労力的にも、その方が經濟にいくためにやつてゐるやうであります。それは乗客の迷惑は一方でないことは、よく了承したものであります。警察官の数がもつと多ければ、全部車内でやることもできるやうになるのであります。それが一定の駅から乗つて、一定の駅までに検査を終つて、そこからまた別の駅へ引返す列車で同じことをやればよいのであります。ただ上りと下りでは、また取締りの所管が分違ふために、同じ地域でやつたのではうまくいかないといふやうなことから、検査をやることは相當むづかしいのであります。今度鐵道公安官といふものができるわけでありますから、これが殖えまして、相當整備したならば、おそらくは車内において不斷に継続的にこれをするこゝうになつて、御説のような御迷惑をかけないで済むやうになりはせぬか、かやうに想像せられます。なおそのことにつきましましては、國家公安委員會の方に通知いたしまして、できるだけさういふ亂暴なことをやらないやうに注意を喚起いたしたいと存するものであります。

○井伊委員長 明日は午前十時より審議を継続することにして、本日はこれをもつて散會いたします。

午後三時五十四分散會

昭和二十三年十月二日印刷

昭和二十三年十月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局